

令和3年3月22日

定時制生徒及び保護者の皆様へ

県立秦野総合高等学校長

国における緊急事態宣言解除に伴う本校における教育活動について（お知らせ）

生徒の皆さん及び保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、この度、本県を含む1都3県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和3年3月21日をもって解除されることを受け、本県の「特措法に基づき緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が廃止されることに伴い、県教育委員会として、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していく旨の通知がありましたのでご連絡いたします。

なお、国の緊急事態宣言は解除されますが、県内の感染状況については依然として警戒しなければならない状況が続いていることから、県教育委員会よりの通知を参考に学年末・学年始休業の過ごし方等について、生徒等に指導してまいりますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。

【令和3年3月22日以降の教育活動について】

○登校について・・・3月は月間予定通り（自宅で検温、登校時に健康観察を実施）

※4月5日（月）以降につきましては、改めてご連絡いたします。

○部活動について・・・年度末まで活動休止

※4月5日（月）以降につきましては、改めてご連絡いたします。

○教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合

- ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで学校を臨時休業とする。
- ・濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校へ連絡をする。

段階的緩和期間が終了した後の学習活動、部活動については、改めて連絡します。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

定時制教頭 多田

電話 0463-82-1433